

美術館、博物館等向け 「心のバリアフリー認定制度」説明会・バリアフリー遭遇研修

島根県では誰にも優しい観光地づくりを目指す「ユニバーサルツーリズム」を推進しております。本研修は、観光庁が創設した「心のバリアフリー認定制度」と、バリアフリー遭遇について理解いただくことで、高齢の方や障がいのある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進するものです。ぜひご参加ください。

※心のバリアフリー認定制度

心のバリアフリーとは、施設の従事者が、障がいのある方に対して、ソフト面での様々な対応、遭遇ができるようにしていくという取組。令和5年度までに島根県内では約30施設が認定を受けていますが、令和6年度より博物館、美術館等が認定対象施設に広がったことから、県内の博物館、美術館へ心のバリアフリー認定を広めていきます。

●主催：島根県観光振興課 運営：特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい

●開催日

第1回 令和7年1月28日（火）14時～16時半 古代出雲歴史博物館 講義室

第2回 令和7年3月12日（水）14時～16時 三瓶自然館サヒメル レクチャールーム

※いずれもオンラインを併用の予定

●プログラム：

1) 心のバリアフリー認定制度の説明と質問（管理者向け）30分程度

2) バリアフリー遭遇研修（管理者+職員向け）90分程度

障がい当事者（車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者）を交えたサポート実演

※出雲歴博では、遭遇研修の後に施設のガイダンス 30分

●対象：島根県内の博物館、美術館を中心として、心のバリアフリー認定の対象となる施設の管理者、責任者、それら役職者に準ずる方。なお、バリアフリー遭遇研修については、実施会場となる施設の従業員の方々にもご参加いただきます。



観光施設における 心のバリアフリー認定制度

観光庁 参考資料4

高齢者・障がい者の方の旅行への障壁を取り除くには、ハード的な整備に加えて、
① バリアフリー対応に関する情報の対外発信、② ソフト的な対応（筆談対応等）が不可欠。
そこで、上記2点に係る取組を確認した施設を認定・観光庁HPにて情報発信することで、
高齢者・障がい者の方々への旅行に対する障壁を取り除くことを目指す。

認定対象	認定条件
観光客が訪れる以下の施設を対象	① ソフト的なバリアフリー対応措置の実施（例：筆談対応、移動式スロープの備置） ② 年1回以上の従業員教育実施 ③ 施設のバリアフリー情報の積極的発信 ⇒ 認定した施設は観光庁HPで情報発信するとともに、認定マークの使用を許可

制度の狙い

- ① バリアフリー情報の積極的な発信による、高齢者・障がい者の方への情報提供の促進
- ② ハードだけでは対応できないソフトな「心のバリアフリー」の取組の促進
- ③ 観光庁HP・認定マークを活用した情報発信による、ユニバーサルツーリズムの推進

➡ バリアフリー情報の見える化・ソフト施策の推進によるユニバーサルツーリズムの促進

申し込み／問い合わせ： プロジェクトゆうあい 電話 0852-32-8645 f a x 0852-28-1116
担当：田中 tanaka@pjui.com

申し込みます ☐ 第1回出雲歴博 ☐ 第1回オンライン ☐ 第2回サヒメル ☐ 第2回オンライン

事業所名 _____ 電話 _____ 電子メール _____

参加者 _____